

工藤 鉄男^{*2}

はじめに

昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られる。現在は高等学校卒業後、厚生労働省の認定した養成施設（3年間以上就学）か文部科学省の認定した4年制大学で解剖学、生理学、運動学、病理学、衛生学、公衆衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規、外科学、リハビリテーション学などの臨床系専門科目を履修し、柔道整復師国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となる。

柔道整復師の業務は、骨折、脱臼、打撲、捻挫等に対しその回復を図る施術を業として行うものである。

「接骨院」を開業するだけでなく、「機能訓練指

導員」として介護の現場で働く柔道整復師も増えている。アスリートの身体のケアをするトレーナーや地域包括ケアシステムの人材資源としても活躍の場が増えている。

柔道整復師は業務独占資格であり、医師と柔道整復師以外の者が柔道整復を行うことはできない。

2002年、柔道整復は、世界保健機構（WHO）総会にて日本の伝統医療として紹介された。モンゴル国では2016年に国立健康科学大学に柔道整復コースが設置され、柔道整復師の養成が行われ日本から大学関係者の柔道整復師が指導している。

(1) 過去20年間の柔道整復師数の推移

柔道整復師の数はこの20年間で約3倍となって

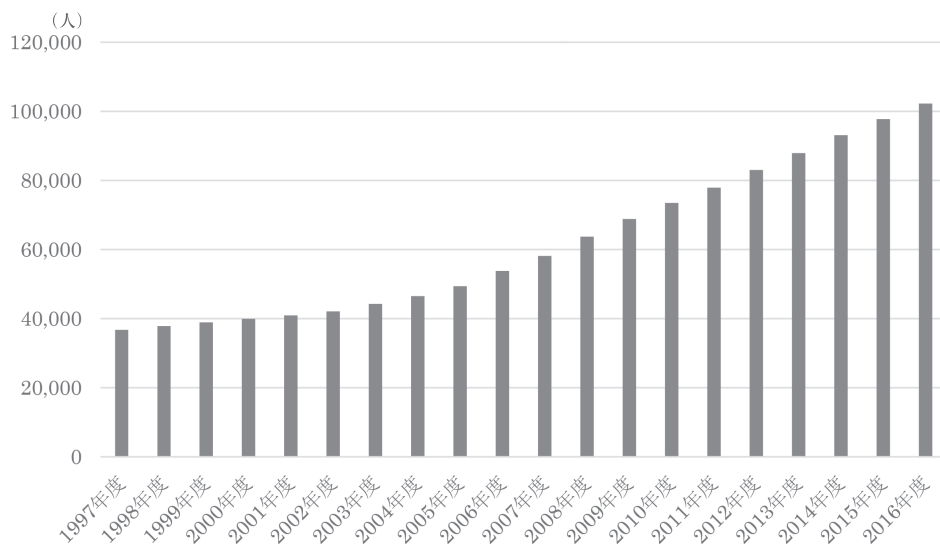


図1 登録者数の推移

^{*1} Judo Therapist

^{*2} Tetsuo Kudo 公益社団法人日本柔道整復師会会長

表 1 過去20年間の柔道整復師数の推移

年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
登録者数	36,750	37,819	38,914	39,916	40,950	42,076	44,210	46,458	49,399	53,750
年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
登録者数	58,160	63,730	68,812	73,517	77,916	83,049	87,899	93,089	97,764	102,221

※登録者数は都道府県からの移管分を含んでいます。

いる（図1）。

(2) 女性のパーセンテージ

国家試験となってからの女性免許取得者のパーセンテージは、1989年時、約3%であったが、2017年3月31日現在、約16%と増えている。

(3) 教育機関の数

教育機関数は、2017年度110校。その内訳は、専門学校94校（私立93校、公立1校）、大学15校（私立15校）、短期大学1校（私立1校）である。

1. 免許制度と免許試験制度

1988年に柔道整復師法の一部改正が行われ、柔道整復師免許は都道府県知事から厚生大臣（現厚生労働大臣）に移管され国家試験として実施されている。

厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関として、柔道整復師の試験・登録の事務業務や柔道整復師に対する研修等の事業を通じて柔道整復師の資質の向上に努め、広く国民の健康の確保と福祉の増進に寄与することを目的に「公益財団法人柔道整復研修試験財団」が1989年に設立され、1992年に柔道整復師の国家試験に係る試験機関・登録機関と指定された。

柔道整復師国家試験は毎年1回実施され、受験資格は学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者で、文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設で3年以上知識、技能を修得した者である。

2. 福祉・厚生法

柔道整復師法は1970年4月に法律第19号として

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」から分離独立した。柔道整復師法施行令、柔道整復師法施行規則、柔道整復師法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令などがある。

3. 卒前教育課程

2000年度にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大幅な改正は行われていなかったが、2015年度からカリキュラム等改善検討会が開催され、2018年度より99単位以上、2,750時間以上となる。

その内訳は、基礎分野：科学的思考の基盤、人間と生活14単位。専門基礎分野：人体の構造と機能（高齢者及び競技者の生理学的特性・変化を含む）15単位、疾病と傷害11単位、柔道整復術の適応2単位、保健医療福祉と柔道整復の理念（職業倫理を含む）8単位、社会保障制度1単位。専門分野：基礎柔道整復学（外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む）10単位、臨床柔道整復学（物理療法機器等の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む）を含む）17単位、柔道整復実技（高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術実技試験などを含む）17単位、臨床実習4単位である。

4. 卒後研修制度

公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下、財団）が2005年度から柔道整復師卒後臨床研修を自主的に実施している。

2018年度より、新たに柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者になる場合には実務経験に加え、研修の受講を要件と課され

た。

5. 学会

1992年に柔道整復師の関係する団体により学術団体として「日本柔道整復接骨医学会」が創設された。設立目的は、「柔道整復に関する学理とその応用の研究と連携，情報の提供等を行い柔道整

復の普及発展を図り，国民の健康に寄与する」である。現在，「日本学術会議」の第7部「予防医学・身体機能回復医学の分野」に団体登録されている。2014年4月1日に一般社団法人の法人格を取得した。会員数は5,242名，学会認定柔道整復師610名（2017年3月31日現在）である。